

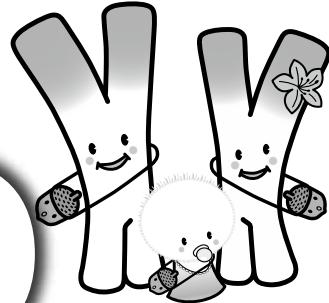
# 心ゆたかに

人権問題啓発誌  
第21号

—部落差別をはじめあらゆる差別をなくするために—

2014年(平成26年)8月1日 米子市人権政策局人権政策課 TEL(0859)23-5415

## 同和問題の 現在・過去・未来



同和問題(部落差別問題)の歴史について学校の社会科の教科書に記述されてから、すでに40年以上になります。

※中学校では1972年(昭和47年)から、小学校では2年後の1974年(昭和49年)から掲載されています。

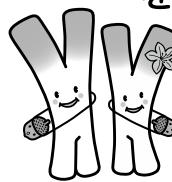
同和問題学習が始まったころの教科書では、「部落差別」の起源が江戸時代の身分制度にあると書かれていましたが、近年の研究の成果により、それ以前にさかのぼることがわかつてきました。

今一度、同和問題の歴史について  
学び直してみましょう。

# 部落差別の歴史を正しく理解しよう！

現在の子どもたちが実際に使っている教科書を中心に、「部落差別」の歴史をどのように学んでいるのかを

時代を追って説明します。



## 中世（鎌倉・室町・安土桃山時代）

「差別が社会的に成立した時代」  
差別が慣習として根付いていった。

●中学校の教科書では……

## 「けがれ」と差別

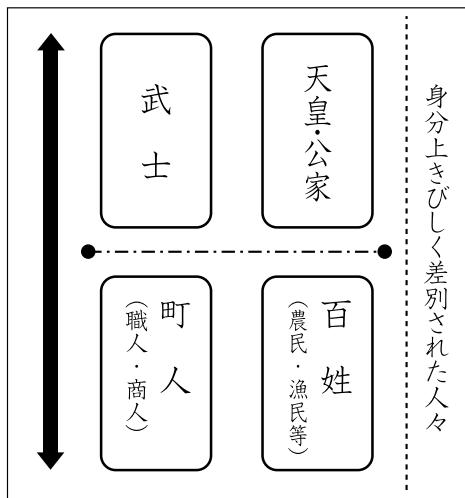
昔は、天変地異や死・出血・火事・犯罪など、通常の状態に変化をもたらすできごとにかかわることを「けがれ」といいました。「けがれ」をおそれる観念は、平安時代から強まり、「けがれ」を清める力をもつ人々が必要とされていきました。しかし一方で、彼らは異質な存在として、差別を受けるようにもなりました。

- 小学校の教科書では……  
**身分制度が区別された**
- 中学校の教科書では……  
**身分制度と武士**

## ● 中学校の教科書では……

検地と刀狩によって、武士と、百姓・町人（商人や職人）という身分が区別され、武士と町人は城下町に住み、百姓は農村や山村、漁村で農業や林業、漁業などに専念するようになりました。武士が世の中を支配する社会のしくみが整えられていったのです。

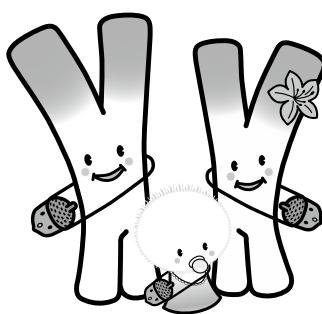
- 小学校の教科書では……  
**近世（江戸時代）**
- 中学校の教科書では……  
**身分制度のとらえ方**



## 厳しく差別されてきた人々

百姓や町民とは別に厳しく差別されてきた身分の人々は、仕事や住む場所、身なりを百姓や町人とは区別され、村や町の祭りへの参加をこばまれるなど、厳しい差別のもとにおかれ、幕府や藩も差別を強めました。

これらの人々は、こうした差別の中でも、農業や手工業を営み、芸能で人々を楽しませ、また、治安などをになって、社会を支えました。



幕府は、豊臣秀吉のときに行われた兵農分離をさらに進め、17～18世紀にかけて、武士と百姓・町人に区別する制度をかためてきました。この過程で、百姓や町人に組み入れられなかつた一部の人々は差別されることになりました。

## 近代・現代（明治維新）

「社会問題としての部落差別が残る時代」

差別が「不当なもの」へしかし、差別は残った。

●中学校の教科書では……

### 古い身分制度の廃止

1871年（明治4年）の布告（「解放令」）によって、江戸時代に差別されていた人々の呼び名が廃止され、身分・職業とも平民と同じであります。これによつて古い身分制度はなくなりましたが、国民全体がすぐに平等になりました。

新政府は、差別されていた人々の生活を改善する具体的な政策をとらず、また、長く続いた慣習や差別意識も簡単には改まらなかつたので、居住・職業などで差別を受けることは根強く残りました。

## 【差別をなくすための動き】

●明治以後も被差別の立場にあつた人々は、しばしば解放のための運動に自ら立ち上りました。その中で、1922年（大正11年）に「水平社」という組織をつくり、これが戦前は大きな役割を果たしましたが、戦争が始まると、解放運動は中断せざるを得なくなつてしましました。戦争が終わると、再び、解放のための運動が力強く始められていきました。

## 現在・未来（これから）

「一人ひとりが幸せな世の中を作る時代」

差別を許さない共に生きる社会の実現

『国』による同和対策事業に関する法律のあゆみ

1969年（昭和44年）	「同和対策事業特別対策措置法（同対法）」の施行 〈10年間〉
1978年（昭和53年）	「同対法」の延長 〈3年間〉
1982年（昭和62年）	「地域改善対策特別措置法（地対法）」の施行 「地域改善対策特定事業に係わる国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」の施行 〈5年間〉
1992年（平成4年）	「地対財特法」の延長 〈5年間〉
1997年（平成9年）	「地対財特法の一部を改正する法律」の施行 〈5年間〉
2000年（平成12年）	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の施行
2002年（平成14年）	「地対財特法の一部を改正する法律」の失効※

差別意識が続くかぎり、部落差別をなくすことはできません。

◆部落差別の解消をめざして、さまざまな運動が展開され、国などによる幅広い施策が実施してきた結果、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備が進み、実態的な差別は大きく改善されました。

◆意識調査の結果などから、人々の意識も着実に差別解消に向けて進んでいると言えますが、部落差別は、私たちの社会に今も厳然として残っています。

◆長い歴史の中で作られた私たちの差別意識が部落差別を残しています。

私部  
落差  
別を  
なくす  
こと  
が  
可  
能  
な  
こ  
と  
だ  
す。

◆被差別部落の方々には何ら責任がないのに差別することは許されません。

◆部落差別を世間や他人のせいにするのは、差別をしていることと同じです。

◆部落差別を自分とは関係ないと考へる人も、日本社会におけるさまざまな差別の加害者や被害者となる可能性があることを認識すれば、理解できるはずです。

◆同和問題を取り上げることは部落差別を知らない人に、かえつて差別を認知させたり、差別意識を生むことになるから触れないほうがいいという考えは、差別を認めることになり、差別を受けている人々に我慢を強いることにつながります。

差別のない明るい社会にするために、同和問題を正しく理解し、一人ひとりが自己の問題としてどうえ、偏見や世間体にどうわれず、自分の意志で考え方行動するよう心がけましょう。

※「地対財特法の一部を改正する法律」は失効し、同和対策事業は終了しましたが、差別がなくなったわけではありません。

# 7月10日から8月9日までは、 「鳥取県部落解放月間」です。

部落解放月間は、「同和対策事業特別措置法」が施行された1969年（昭和44年）7月10日を記念して、鳥取県が、同和問題の早期解決をめざして、翌年の1970年（昭和45年）に定めました。

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態におかれることを強いられ、今なお、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど、日本固有の人権問題です。

私たちは、自分の意思で生まれる場所を選ぶことができないのに、なぜ同和地区の出身という理由だけで差別を受けなければならないのでしょうか？

私たち一人ひとりが、まず同和問題を正しく理解すること、そして、同和問題を自分の問題として考え、「差別をしない・させない」意識を持って行動することが大切です。

この期間中は、米子市は、市民の皆さんに同和問題を正しく理解し、認識を深めていただくよう、関係機関と連携して、次のイベントによる啓発活動をします。

## 人権学習講座 誰でも人権アカデミー

◎8月7日(木) 14:00開催

■演題／「長崎原爆から伝えたい

～★普通にある平和のありがたさ★～

■講師／松下弘美さん（Mao代表）

◎8月21日(木) 14:00開催

■演題／「インターネットに潜むワナ」

■講師／小野亮平さん

（鳥取県警察本部サイバー犯罪対策室）

《参加無料・事前申込み必要》 ■問い合わせ先：米子市人権政策課 （TEL.37-3183）

## 第39回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会

～人権尊重社会の実現に向けて、研究と実践を交流しよう～

「人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会」は、1974年（昭和49年）に部落問題の解決を全県民の力で成し遂げようとの願いから始まり、回を重ねる中で、部落問題をはじめ様々な人権問題に気づき解決しようとする、広がりと深まりを持った集会へと発展してきました。

この研究集会は、更なる「充実と発展」をめざし、互いの人権が尊重される社会の実現をもとめて、今回は倉吉市ほか県中部で開催されますので、多くの皆さまのご参加をお願いします。

### 日時・場所

## 7月31日(木)

9:00 受付開始、9:45 開会

◎全体会（開会行事・講演）

会場：倉吉未来中心 大ホール

◎分科会

会場：倉吉未来中心 小ホール  
ほか8会場

### 参加資料代

1,500円（討議資料代・記録集代）

### 講 演

#### 【演題】

## 『人権教育への足跡

～これからの展望と課題～』

#### 【講師】

一般社団法人  
高知県人権教育研究協議会 会長

（前公益社団法人 全国人権教育研究協議会 代表理事）

中澤 勇夫さん